

直方市放課後児童健全育成事業業務委託 公募型プロポーザル実施要領

1 委託業務名

直方市放課後児童健全育成事業業務

2 目的

この要領は、民間事業者が有する専門知識やノウハウを活用し、学童保育所の安定した運営の維持と質の高いサービスの提供を図るため、直方市放課後児童健全育成事業業務を委託する事業者として最も適した事業者を選定するために実施するプロポーザルに関し必要な事項を定める。

3 業務概要

(1) 委託業務内容

「直方市放課後児童健全育成事業業務委託仕様書」のとおり

(2) 業務委託期間

業務履行期間：令和7年4月1日から令和10年3月31日まで

準備期間：契約締結日から令和7年3月31日まで

(3) 業務履行場所

別紙1「直方市内各学童クラブ」のとおり

4 見積上限額

別紙3「見積限度額」のとおり

5 選定方式

公募型プロポーザル方式

6 参加資格

業務委託仕様書に基づき、信義に従い誠実に業務を遂行できる者であって、次の要件の全てを満たしている者であること。なお、複数の事業者による共同提案は認めない。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4(昭和22年政令第16号)の規定に該当しないこと。
- (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続き又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続きの開始の申し立てがなされている者でないこと。
- (3) 破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続き開始の申し立てがなされている者でないこと。
- (4) 国税及び地方税の滞納がないこと。
- (5) 直方市物品等供給業者の指名停止等措置要綱(平成30年3月29日要綱第62号)に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
- (6) 放課後児童健全育成事業において、他の地方公共団体から業務停止及び取消処分を受けていないこと又はその処分を受けた日から3年以上経過していること。

(7) 法人の代表者等（非常勤を含む役員及び経営に事実上参加している者）が、次の事項に該当しないこと。

- ① 代表者等が暴力団（「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げるもの。以下同様）関係者である場合
- ② 代表者等が暴力団関係者を使用した場合
- ③ 代表者等が暴力団関係者に対して、金銭、物品、その他財産上の利益を与えた場合
- ④ 代表者等が暴力団関係者と交際等を有している場合

(8) 本市に対し、放課後児童健全育成事業者届を提出（未提出の場合は令和6年10月31日迄）していること。

(9) 過去において3年間本業務と同種又は類似する業務実績があること。

（※法人の役員等が放課後児童健全育成事業等類似した実績がある場合も含む。）

7 業者選定スケジュール

選定に係るスケジュールは以下のとおりとする。

内 容	期 日
プロポーザル参加申請書の提出期間	令和6年10月1日（火） ～令和6年10月15日（火）
質問受付期間	令和6年10月1日（火） ～令和6年10月18日（金）
放課後児童健全育成事業者届提出期間 ※未提出の場合のみ	令和6年10月1日（火） ～令和6年10月31日（木）
仕様説明会	令和6年10月15日（火）
企画提案書提出期間	令和6年10月15日（火） ～令和6年10月31日（木）
現地見学会期間	別途ホームページにて公開
質問回答期限	令和6年10月25日（金）
一次審査（書類審査）	令和6年11月11日（月）
二次審査（プレゼンテーション審査）	令和6年11月14日（木）
業者決定通知	令和6年11月19日（火）

8 参加申請方法及び提出書類

(1) 参加申請方法

- ① 提出書類
 - ア プロポーザル参加申請書（様式1）
 - イ 誓約書及び承諾書（様式2）
 - ウ 業務実績書（様式3）及びそれを証明する書類（任意様式）
- ② 提出部数
各1部

③ 提出期間

令和6年10月1日（火）から令和6年10月15日（火）まで

④ 提出方法

ア 「26 事務局」へ直接持参又は簡易書留により提出すること

イ 持参による提出の場合は、開庁日の午前8時30分から午後5時までにすること

ウ 郵送による提出の場合は、令和6年10月15日（火）午後5時必着とする

(2) 企画提案書等の提出

① 提出書類

ア 企画提案書

「13 企画提案書作成要領」の要件を満たす提案書（任意様式）に企画提案書表紙（様式6）を付し、A4ファイルに綴じて背表紙に提案者名（プロポーザル時の呼称）を記載したもの

イ 業務委託見積書（様式7）

「12 見積要領」を満たすもの

ウ 見積内訳書（任意様式）

エ その他必要書類（提出時において、いずれも発行後3か月以内のもの）

※令和6年4月1日時点で直方市の物品・役務等入札参加資格者名簿に登録されている事業者については不要

1) 商業登記簿謄本又は身分証明書（写し可）

法人：登記簿謄本（履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書）

個人：代表者の本籍地市町村で発行された身分証明書

2) 財務諸表（直近2年分の事業年度における決算のもの、写し可）

法人：貸借対照表・損益計画書

個人：所得税申告決算書又は収支内訳書

3) 印鑑証明書（写し可）

4) 納税証明書（写し可）

市内業者・法人：国税 法人税・消費税及び地方消費税「様式その3の3」

：市税 直方市の完納証明書（滞納のない証明書）

市内業者・個人A（事業所・代表者居住地が共に市内の場合）

：国税 所得税・消費税及び地方消費税「様式その3の2」

：市税 直方市の完納証明書（滞納のない証明書）

市内業者・個人B（事業所が市内で、代表者居住地は市外の場合）

：国税 所得税・消費税及び地方消費税「様式その3の2」

：市税 代表者居住地の完納証明書（滞納のない証明書）

市外業者・法人：国税 法人税・消費税及び地方消費税「様式その3の3」

市外業者・個人：国税 所得税・消費税及び地方消費税「様式その3の2」

※ 納税証明書は、市内に支店・支社がある事業者は、市内業者の上記いずれかに該当する書類を提出すること。

② 提出部数

アは10部（正本1部、副本9部）、イ～エは各1部

③ 提出期間

令和6年10月15日（火）から令和6年10月31日（木）まで

④ 提出方法

ア 「26 事務局」へ直接持参又は簡易書留により提出すること

イ 持参による提出の場合は、開庁日の午前8時30分から午後5時までにを行うこと

ウ 郵送による提出の場合は、令和6年10月31日（木）午後5時必着とする

（3）放課後児童健全育成事業者届（未提出の場合のみ）の提出

① 提出期間

令和6年10月1日（火）から令和6年10月31日（木）まで

② 提出方法

ア 「26 事務局」へ直接持参又は簡易書留により提出すること

イ 持参による提出の場合は、開庁日の午前8時30分から午後5時までにを行うこと

ウ 郵送による提出の場合は、令和6年10月31日（木）午後5時必着とする

（4）参加辞退

プロポーザル参加申請書を提出後、参加を辞退する場合は、令和6年10月31日（木）までに、「プロポーザル参加辞退届」（様式4）を提出するものとする。この場合、プロポーザル参加申請書（様式1）以外の提出書類は郵送または手交にて返却する。ただし、企画提案書等提出後の辞退はできないものとする。なお、参加辞退により、以後、事業者が不利益な扱いを受けることはない。

（5）疑義照会

提出された企画提案書等の内容について、審査の過程で疑義が生じた場合は、必要に応じて当市から疑義事項の照会を行うことがある。

9 質問及び回答について

（1）質問書受付方法

本プロポーザルの実施要領及び仕様書に関する質問については、「業務委託仕様書等に関する質問書」（様式5）に簡潔に記載のうえ、令和6年10月18日（金）午後5時までに、「26 事務局」に記載のメールアドレスへ電子メールにて提出すること。なお、電子メールの表題は「直方市放課後児童健全育成事業業務委託に関する質問」とする。

（2）回答方法

質問書に対する回答は、公平を期すため、「プロポーザル参加申請書」（様式1）にて届出された各事業者メールアドレスに、令和6年10月25日（金）午後5時までに一斉送信する。なお、質問書への回答は、本要領および仕様書の追加または修正として取扱うこととする。

10 仕様説明会について

直方市が目指す学童クラブ像の共有を図るため、本プロポーザル参加希望事業者を対象として仕様説明会を開催する。なお、参加人数は1事業者につき3名までとする。

(1) 開催日時

令和6年10月15日(火)午後2時から(予定終了時刻 午後4時)

(2) 開催場所

直方市中央公民館(直方市津田町7番20号)4階 第4学習室

(3) 説明会内容

実施要領の概要、夏季休業期間中のみ開所する学童クラブ(以下「夏季学童クラブ」という。)について、現地見学会について、令和7年度から直方市が目指す学童クラブにおける重要視する点について

(4) その他

当日は本プロポーザル実施要領及び仕様書を持参すること。撮影及び録音は禁止とする。なお、当日の質問は受け付けられないものとする。

1.1 現地見学会について

使用する施設及び設備等の確認を目的に、希望者を対象として現地見学会を実施する。なお、現地見学会当日参加者は3名までとし、質問は原則として受け付けない。

(1) 実施期間及び詳細

令和6年10月15日(火)までにホームページにて公開

(2) その他

撮影及び録音は禁止とする。

1.2 見積要領

見積は、「業務委託見積書」(様式7)により行うものとする。なお、見積にあたっては、以下の点に注意すること。

(1) 令和7・8・9年度ごとの3年分を合算し、本市が示している委託範囲に基づき、受託を希望する学童クラブごとに見積を行うこと。

(2) 「業務委託見積書」(様式7)中の「2 学童クラブの名称」については、別紙1「直方市内各学童クラブ」の「名称」ごとに記載すること。ただし、「見積内訳書」(任意様式)については、別紙2「学童保育所別想定入所者数」の「想定児童数」をもとに積算し、「名称(支援の単位)」ごとにそれぞれの内訳書を作成すること。

(3) 「新入学童クラブA」「植木学童クラブA」「下境学童クラブB」「直方北学童クラブA」「直方西学童クラブ」「上頓野学童クラブB」の6クラブについては、AEDの借り上げ料を含んで積算すること。

(4) 「1.3 企画提案書作成要領」中、(2)②オの特別な支援を要する児童については、対象児童2人につき単年度ごとに必要となる追加費用(見込額)を別に記入すること。

(5) 特別な支援を要する児童とは、療育手帳若しくは身体障害者手帳を所持していること又は、特別支援学級、通級指導教室に在籍していることを指すこと。

- (6) 見積は、別紙3「見積限度額」に留意し、税抜きにて作成すること。
- (7) 本業務は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第3項第2号に規定する第二種社会福祉事業であり、消費税法（昭和63年法律第108号）第6条第1項に規定する消費税非課税事業に該当する。
- (8) 本業務委託は、直方市公契約条例（平成25年直方市条例第28号）の対象案件であること。
- (9) 放課後児童健全育成事業実施要綱に基づき、放課後児童クラブに勤務する職員の処遇改善のため、放課後児童支援員等処遇改善事業（月額9,000円相当賃金改善）を実施することを見積に含むこと。
- (10) 人件費及び物価高騰を勘案すること。
- (11) 別紙1「直方市内各学童クラブ」に記載がある学童クラブ（直方東学童クラブA・B、植木学童クラブA・B、直方南学童クラブ）については、夏季学童クラブを実施することとなった場合は必ず実施できる事業者のみ応札すること。

1.3 企画提案書作成要領

(1) 様式

- ① 「直方市放課後児童健全育成事業業務委託仕様書」の業務内容を反映した提案を行うこと。
- ② 企画提案書は「A4判・横書き・両面印刷・左綴じ」とする。図表等で必要な場合のみA3版を織り込んでも差し支えないが、A4版に折って綴じこむこと。
- ③ 企画提案書には各項目及びページ番号を記載し、1ページ目に目次（各項目の表示及び当該ページ番号）を記載すること。
- ④ 複数の学童クラブの受託を希望する場合、共有する項目については一括での提案とし、クラブごとに異なる項目（支援員の配置人数、見積書等）については、クラブ別に示すこと。
- ⑤ プレゼンテーション時には公平性の確保のため、提案者の事業者名を伏せて審査を実施する。そのため、企画提案書表紙（様式6）及び背表紙に記載する提案者名については、プロポーザル参加申請書（様式1）等の到着後に事務局が指定するプロポーザル用の名称を記載すること。また、事業者の名称や事業者が特定される情報（ロゴマーク等）を記載しないこと。

(2) 企画提案書の構成

① 一般事項評価

ア 事業者の運営方針

- ・本業務委託の背景・目的を踏まえ、提案の概要を記すこと。
- ・事業者の運営方針、運営体制及び就業規則を記すこと。
- ・学童保育の意義や児童の育成についての基本的な考えを記すこと。

イ 経営状況

- ・事業者の財務状況について記すこと。

ウ 受託実績及び業務体制

- ・国・他自治体での同等業務の受託実績について、発注者、対象人数、期間、業務範囲等を具体的に記すこと。
- ・事業者全体の運営体制及び学童保育所の平常時における支援員の配置人数について記すこと。
- ・支援員の管理体制について記すこと。
- ・業務フロー図、業務マニュアルの整備について記すこと。

② 技術評価

ア 危機管理体制

- ・不審者乱入時の及び災害時の対応体制について記すこと。
- ・保育上の事故発生時の対応と予防体制について記すこと。
- ・個人情報保護及び守秘義務について記すこと。

イ 衛生管理

- ・児童の安全・健康・衛生についての考え方を記すこと。
- ・児童の健康維持、感染症や食中毒の予防対策を記すこと。

ウ 支援員等の雇用に対する待遇

- ・支援員等の人選基準について記すこと。
- ・支援員の雇用条件、勤務体制、休暇について記すこと。
- ・現支援員の継続雇用についての考え方や地元採用計画について記すこと。

エ 支援員等の資質向上のための計画

- ・支援員の人材育成の方法について記すこと。
- ・長期間にわたって人材を確保するための方法について記すこと。
- ・支援員間の共通理解を確保する体制について記すこと。

オ 保育内容（児童の意見を取り入れた取り組み、豊かな経験）

- ・学童保育の充実のための方策について記すこと。
- ・成長段階に応じた育成方法について記すこと。
- ・特別な支援を要する児童に対する取組を記すこと。
- ・児童の意見を取り入れた保育方法やそのフィードバックについて記すこと。

カ 保護者対応

- ・保護者との信頼関係の構築方法について記すこと。
- ・保護者の要望や苦情に対する方策について記すこと。

キ 学校及び地域との連携

- ・学校及び地域と連携する計画について記すこと。
- ・地域活動や学びの場との連携についての提案を記すこと。

③ 加点となる取組の評価（特色のある取組）

- ・その他、アピールについて記すこと。

④ 提案見積額の評価

- 「12 見積要領」に従って算出すること。

1 4 審査方法

(1) 一次審査（書類審査）

全参加希望者が7者以上となった場合は、一次審査を実施し、上位6者を二次審査（プレゼンテーション審査）参加者として選定するものとする。全参加希望者が6者以下の場合は、一次審査を実施せず、二次審査（プレゼンテーション審査）のみ行う。一次審査は、「15 評価方法」に基づき、「直方市放課後児童健全育成事業業務委託プロポーザル評価委員会」（以下「評価委員会」という。）が審査・採点し、決定する。

① 一次審査の有無の連絡

一次審査を行う場合については、令和6年11月1日（金）午後5時までに電話にて連絡する。なお、実施しない場合については、連絡を行わない。

② 実施日

令和6年11月11日（月）

③ 結果通知

令和6年11月11日（月）午後5時までに審査結果を一次審査通過者にのみ電話にて連絡する。書面による通知については、令和6年11月12日（火）付で全ての参加希望者へ送付する。

④ 審査内容に対する問い合わせ及び異議申し立て

参加希望者は一次審査の実施後、不知または内容の不明を理由としての問い合わせ及び異議申し立てをすることはできない。

(2) 二次審査（プレゼンテーション審査）

プレゼンテーション審査を実施し、評価委員会が「15 評価方法」に基づいて審査・採点し、最も得点の高い事業者を委託予定事業者（最優秀提案者）として1者選定する。日程等は下記のとおりとする。

① 実施日

令和6年11月14日（木）

② 実施場所

直方市役所5階 503会議室又は504会議室（※変更の場合は別途通知）

③ その他

ア 審査時間及び使用機器類等、詳細は「17 プレゼンテーション（企画提案書説明）要領」のとおりとする。

イ プロジェクターと持参するパソコン等機材の接続確認が必要な場合は事前に「26 事務局」に申し出、11月11日（月）～13日（水）（いずれも午後）の間に確認すること。

1 5 評価方法

(1) 一次審査における評価は、企画提案書によって行う。

(2) 二次審査における評価は、企画提案書、プレゼンテーション及び見積価格の総合評価

によって行う。

- (3) 一次審査における評価点は最高80点とする(企画提案審査のみ)。
- (4) 二次審査における評価点は最高100点とする。内訳として企画提案審査(配点80点)と提案見積額の評価(配点20点)とする。
- (5) 企画提案審査は、項目ごとの審査員による評価ポイントの平均値の合計点(小数点以下切り捨て)を採用する。提案見積額の評価は、得点=配点×(最低見積価格÷当該見積価格)とする(小数点以下切り捨て)。
- (6) 参加希望者が1者の場合であっても、二次審査(プレゼンテーション審査)を開催し、選定を行う。なお、評価点が総合計の60%(60点)を下回る場合は、その企画提案を採用せず、失格とする。
- (7) 評価点が同点となった場合は、「16 評価項目及び評価ごとの配点」における配点が10点の項目の合計点(小数点以下切り捨て)が高い方を上位とする。当該合計点も同点の場合は、くじ引きにより順位を決定し、委託予定事業者を選定する。

1.6 評価項目及び評価ごとの配点

(1) 評価項目及び評価項目ごとの配点は、以下のとおりとする。

No	評価項目	配点
1	事業者の運営方針	5点
2	経営状況	5点
3	受託実績及び業務体制	5点
4	危機管理体制	10点
5	衛生管理	5点
6	支援員等の雇用に対する待遇	10点
7	支援員等の資質向上のための計画	10点
8	保育内容	10点
9	保護者対応	5点
10	学校及び地域との連携	10点
11	特色のある取組	5点
12	見積価格	20点
合計		100点

(2) 得点化方法

各項目を次に示すA～Eまでの5段階評価を行い、得点化方法により得点を付与する。

評価	評価内容	得点化方法
A	極めて良好	配点 × 100%
B	良好	配点 × 80%
C	普通	配点 × 60%
D	やや不十分	配点 × 40%
E	不十分	配点 × 20%

17 プレゼンテーション（企画提案書説明）要領

プレゼンテーション（企画提案書説明）は以下の要領で行うこと。

- (1) プレゼンテーションへの参加人員は3名までとする。
- (2) プレゼンテーションの順番は企画提案書の提出順とする。
- (3) 提案時間は30分以内とする。

プレゼンテーションは、企画提案書の項目順（「13 企画提案書作成要領（2）企画提案書の構成」の順）で行うこと。また、事業者の名称や事業者が特定される情報（ロゴマーク等）を記載・口述しないこと。

- (4) 企画提案書の各項目についての説明を終えたあと、15分以内で質疑応答を行うものとする。
- (5) プレゼンテーションは「Microsoft PowerPoint」等を用いて行うこと。
- (6) プレゼンテーションに使用する必要機材のうち、プロジェクター、スクリーンについては、本市にて用意するものとする。（その他については、各自にて用意すること。）

18 審査結果の通知

審査結果は、次により通知・公表する。

- (1) 審査結果については、各提案者に文書で通知する。
- (2) 委託候補者の名称を直方市ホームページに公表する。

19 審査結果後における辞退

審査結果において委託予定事業者（最優秀提案事業者）に選定された者が正当な理由なく協議または契約を辞退する場合は、直方市物品等供給業者の指名停止等措置要綱（平成30年3月29日要綱第62号）に基づく指名停止等の処分を行う場合がある。

20 軽微な瑕疵がある場合について

参加事業者の提出書類に軽微な瑕疵があることが判明した場合は、その内容を事務局が審議し、その取り扱いについて決定するものとする（参加事業者にヒアリングを行う場合もあり）。なお、その瑕疵が重大または悪質であり、公正性及び公平性を著しく損なうと認められる場合は、当該参加事業者を失格とし、すでに決定した事項は取り消すものとする。

21 失格事項

次の各号のいずれかに該当する場合は、当該参加事業者を失格とし、そのプロポーザル提案は無効とする。

- (1) 本実施要領「6 参加資格」を満たしていない場合、または満たさなくなった場合
- (2) 定められた提出方法、提出期限等の条件に適合していない場合
- (3) 虚偽の記載がされた場合
- (4) 審査結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- (5) プレゼンテーションを正当な理由なく遅刻または欠席した場合

- (6) 直方市物品等供給業者の指名停止等措置要綱（平成 30 年 3 月 29 日要綱第 62 号）別表第 1 から別表第 3 までに規定する指名措置基準に該当する行為が認められた場合
- (7) 本実施要領「4 見積上限額」を超える見積金額が提案された場合

2.2 非選定理由の説明について

一次審査及び二次審査の結果、非選定となった参加事業者は、以下のとおり非選定の理由の説明を市に請求できるものとする。

- (1) 非選定の理由は、不決定参加事業者自身に関する事項のみを請求できることとし、他の参加事業者に関する事項を請求することはできないものとする。
- (2) 非選定の説明内容は、得点及びその順位とする。
- (3) 説明請求は書面でのみ受け付けるものとする。
- (4) 書面の提出期限は、令和 6 年 12 月 10 日（火）とする。

2.3 契約について

契約は以下のとおり行うものとする。

- (1) 契約書は、本市と委託予定事業者（最優秀提案事業者）で協議を行い作成するものとする。
- (2) 契約内容についての協議は、委託予定事業者（最優秀提案事業者）決定の通知をした後、すみやかに行うものとし、契約条件等で合意にいたり次第、契約を行うものとする。
- (3) 協議の結果、委託予定事業者（最優秀提案事業者）と契約に至らなかった場合には、次点の提案事業者と契約を前提に協議を行うものとする。
- (4) 提出された業務委託見積書（様式 7）及び見積内訳書の金額にて契約した後、令和 7 年度入所児童数確定後、提出された業務委託見積書（様式 7）及び見積内訳書の金額をもとに再度見積を徴取し変更契約を行うものとする。変更契約の際の契約金額は、令和 7 年度予算金額の範囲内とする。
- (5) 契約締結日から令和 7 年 3 月 31 日までの間を準備期間とする。なお、準備に要する費用は、事業者の負担とする。
- (6) 特別な支援を要する児童を受け入れた場合は、月の初日を基準日として見積書を参考として別途契約を行う。なお、特別な支援を要する児童数は別紙 1「直方市内各学童クラブ」の名称ごとに算定する。
- (7) 夏季学童クラブについては、主たる学童クラブの委託業者と業務委託見積書（様式 7）をもとに予算の範囲内において随意契約するものとする。実施場所及び想定入所数は別紙 4「夏季休業日のみ開所する学童クラブおよび想定入所者数」のとおりである。なお、入所希望児童数等により開所しない場合もある。
- (8) 夏季学童クラブの実施期間は、直方市立小中学校管理規則（平成 20 年教育委員会規則第 18 号）第 3 条の規定により、準備に要する費用は事業者負担とする。
- (9) 当初契約においては、3 年間は児童数に大幅な変動がないものとして契約を行うが、児童数に大幅な変動が生じた場合は、協議の上、変更契約ができるものとする。
- (10) 令和 7 年度当初以降において、運営すべきクラブ数ないし特別な支援を要する児童が増減

する場合は、協議の上、変更契約ができるものとする。

- (11) 市の積算額を上回る最低賃金の上昇があった場合は、市と事業者で協議し、変更契約ができるものとする。
- (12) その他やむを得ない事情が生じた場合は、協議の上、変更契約ができるものとする。

2.4 その他・留意事項

- (1) 本実施要領に記載がない事項については、双方協議のうえ、これを定めるものとする。
- (2) 全ての提出書類の押印においては、印鑑証明書の印鑑と同じものを使用すること。
- (3) 本プロポーザルへの参加に係る一切の費用は、すべて参加者の負担とする。
- (4) 提出書類受付後の書類の差し替え・返却・再提出は認めないものとする。
- (5) 提出書類は、原則として返却しない（「8 参加申請方法及び提出書類」(4) 参加辞退の方法による場合を除く）
- (6) 本業務委託は、直方市公契約条例（平成25年直方市条例第28号）の対象案件とする。
- (7) 参加事業者からこの実施要領に基づき提出される書類の著作権は、作成者に帰属するが、本市が審査や報告等に必要な範囲において無償で使用できるものとする。
- (8) 提出された企画提案書等は、原則として公開しないものとするが、本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、直方市情報公開条例（平成14年直方市条例第21号）の規定に基づき、開示請求者に開示することがある。このため、企業秘密等、公開されることにより事業者が不利益を被る恐れのある情報は、極力含まないように留意すること。

2.5 実施要領等の交付に関する事項

実施要領等の交付は、直方市ホームページ上で行う。

（実施要領及び各種申請書類は、直方市ホームページからダウンロード可）

2.6 事務局

〒822-8501

福岡県直方市殿町7番1号

直方市役所教育委員会こども育成課 こども育成係 担当者 大田原

TEL：0949-25-2148 FAX：0949-25-2316

電子メール：n-kodomo@city.nogata.lg.jp

直方市役所ホームページ：「健康・福祉・子育て」→「児童福祉」→「保育所について」→「学童クラブの運営事業者選定について」のページからダウンロードすること。

（https://www.city.nogata.fukuoka.jp/kenko/_2051/_2055/_5493.html）